

兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱

(目的)

第1条 骨髄移植等を行った場合、定期予防接種を通じて移植前に得られていた免疫が低下若しくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなることから、再度予防接種を実施し、免疫を再獲得することにより、集団感染やまん延を防止し、また、被接種者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「骨髄移植等」とは、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は市町とする。

(助成対象者)

第4条 この事業の助成対象者は次の要件をすべて満たす者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 助成対象者は、兵庫県内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。
- (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (3) 平成31年4月1日以降の再接種であること。

(助成対象からの除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、下記の(1)に該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象者及び助成対象者と同じの世帯に属する者の、申請しようとする月の属する年度（4月から6月までの場合にあつては前年度）分の地方税法の規定による市町民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が23万5千円以上の場合
- (2) 前号の所得割の額を算定する場合には、次によること。
 - ア 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。））に限る。）に同法第

314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

イ 地方税法第 318 条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（助成の対象となる予防接種）

第 6 条 助成の対象となる予防接種（以下「対象予防接種」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 予防接種法第 2 条第 2 項で定められた疾病のうち結核を除いた疾患の予防接種であること。
- (2) 予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること。
- (3) 移植前に予防接種法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫が造血幹細胞移植によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

（助成金の範囲）

第 7 条 助成金の範囲は、医療機関に支払った予防接種料（消費税を含む。）とし、抗体検査や医師が記入する理由書等の文書料は含まないものとする。

（助成金の交付条件及び金額）

第 8 条 県は、次の条件のいずれかに該当する助成を行う市町に次の金額を補助する。

助成対象者	助成金の交付条件	県の助成金額
生活保護受給者	助成を受けようとする助成対象者の保護者（以下「申請者」という。）が医療機関に支払った予防接種料又は市町が定める予防接種料の上限額のいずれか低い額を市町が申請者に助成すること。	市町が申請者に支払った予防接種料に 2 分の 1 を乗じた額とし、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
その他	申請者が医療機関に支払った予防接種料又は市町が定める予防接種料の上限額のいずれか低い額の「全額」を助成すること。	市町が申請者に支払った予防接種料の 100 分の 10 に相当する額を一部負担金として控除した額に 2 分の 1 を乗じた額とし、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
	申請者が医療機関に支払った予防接種料又は市町が定める予防接種料の上限額のいずれか低い額の「100 分の 10 に相当する額を一部負担金として控除した額」を助成すること。	市町が申請者に支払った予防接種料に 2 分の 1 を乗じた額とし、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第9条 申請者は、市町が定めるところによる骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成申請書に次に掲げる書類を添えて市町が定めるところにより、市町に申請するものとする。

- (1) 既に受けた定期予防接種に係る免疫の効果が期待できない旨の医師の理由書
- (2) 母子健康手帳（骨髄移植等を行う前に定期予防接種を受けた履歴が確認できるものに限る。）又は当該履歴が確認できるもの

(交付の決定)

第10条 市町は前条の申請が行われたときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、申請者に助成の可否、助成額その他必要な事項を通知するものとする。

(再接種の実施)

第11条 申請者は、前条の規定による助成決定後に医療機関において、再接種を受けることとする。

(助成金の請求)

第12条 第10条により助成金交付の決定を受けた者が、助成金の請求をしようとするときは、市町が定めるところにより、市町に請求するものとする。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第13条 市町は助成対象者が偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたときは、交付の決定の全部または一部を取り消し、既に交付している助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(県助成金)

第14条 知事は、別に定める補助金交付要綱により、予算の範囲内で第8条により算定した額を市町に補助するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。